２財財第１１２号

令和２年１０月１２日

局（区）長

教育長

行政委員会事務局長　様

議会事務局長

会計管理者

副市長

令和３年度予算編成方針について（依命通達）

１　市財政の現状と令和３年度の財政見通し

本市を取り巻く現状は、新型コロナウイルス感染症の拡大が、市民生活や経済に甚大な影響を及ぼしており、収束するまでは予断を許さない状況となっている。

こうした中、市民の健康、生活や経済活動を守るため、これまでに７度にわたる補正予算の編成等により、迅速に対策を講じてきているが、引き続き、感染症対策や「新しい生活様式」に適合した市民生活及び地域経済の回復に取り組んでいかなければならない。

また、令和元年度の一般会計決算では、５８億円の実質収支を確保したほか、実質公債費比率や将来負担比率が低減し、財政状況の着実

な改善が図られているが、基金借入金残高や病院事業における累積赤字が多額であるなどの課題を抱えており、引き続き、財政健全化に向けた取組みが必要である。

令和３年度の本市の財政見通しは、歳入では、自主財源の根幹をなす市税が、新型コロナウイルス感染症の影響による個人所得や企業収益の落ち込みから大幅な減少が避けられず、リーマンショック時を超える減収も懸念されることに加え、依存財源の国庫補助負担金や地方交付税等については、国の予算編成の動向を見極める必要がある。

また、市債の活用については、健全化判断比率等への影響を考慮する必要があるほか、財産収入などの臨時的な収入も多くを見込めない状況である。

一方、歳出では、新型コロナウイルス感染症へ対応するための新たな財政需要とともに、少子・超高齢社会の到来や保育・子育て環境の向上に伴う社会保障関係経費の増加が見込まれ、極めて厳しい収支状況になると見込まれている。

２　予算編成における基本的な方針

厳しい収支見込みのもと、令和３年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るとともに、少子・超高齢化や人口減少社会の到来といった従来からの課題に対応しつつ、本市が将来にわたり都市の活力を維持するための施策には、重点的に投

資を行っていくものとする。

このため、職員の創意と工夫により、あらゆる歳入の確保やさらなる既存事務事業の整理・合理化に取り組み、効率的な行財政運営を進めていく必要がある。

こうした視点に立ち、令和３年度予算は、以下の項目を基本的な方針として編成する。

（１）財政健全化に向けた取組み及び行政改革の推進

財政健全化プラン及び行政改革の取組みを着実に推進するとともに、改善策については、的確に予算に反映させる。

特に、既存の事務事業については、適宜、事業効果や必要性について検証を行い、状況に応じて見直しを図る。

（２）重点施策の推進

医療、介護、子育て、教育、防災、都市づくりなどを中心に、市民生活の向上や本市の発展につながる施策について、事業費の精査を行ったうえで、事業の着実な推進を図る。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として、感染拡大防止対策を徹底し、市民の健康と暮らしを守るとともに、ポストコロナ時代の新しい未来を見据えた社会変革にも的確に対応しつつ、地域経済の回復を図るための取組みを推進する。

さらに、東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会と、

大会を契機とした社会変容を見据え、地方創生など本市のさらなる発展に向けた取組みを推進する。

（３）予算要求基準

ア　経常的経費

裁量的経費、あるいは削減余地のある固定的経費等については、別途通知した見積限度額以内で見積もること。

イ　臨時的経費

第３次実施計画の継続事業については、計画額の範囲内で所要額を見積もること。

なお、各局の自主性・戦略性に基づく、施策の選択・重点化を促進する観点から、上記の経費における相互流用を可能とする。

３　国の予算と地方財政

国における予算編成は、本市の予算編成にも多大な影響を及ぼすことから、今後明らかになる国の令和３年度予算編成や地方財政対策等の内容を踏まえ、適切に対応する必要がある。

今後とも、政府における政策変更など情報収集に努め、状況の変化に柔軟に対応できるよう留意すること。